

## 改善報告書

大学名称 立命館大学

(大学評価実施年度 2018 年度)

### 1. 大学評価後の改善に向けた全般的な取り組み状況

#### (1) 内部質保証推進組織

本学では、「立命館大学内部質保証方針」において、全学における内部質保証の推進に責任を負う組織として「自己評価委員会」を設置している（資料1-1）。また、「立命館大学自己評価委員会規程」において、本大学の教育研究の質を確保するため、自己点検・評価を行い、その結果をもとに教育研究活動等の継続的な改善を推進することを確認している（資料1-2）。自己評価委員会の委員長は、教学を担当する副学長が務めており、内部質保証における「全学的観点」を強化した自己点検・評価の必要性から、自己評価委員会の下に幹事会及び6つの部会（教学部会、教育研究等環境部会、入試部会、学生部会、社会連携部会、大学運営・財務部会）を組織している。幹事会は各部会長をメンバーとしており、各部会は関連する領域の各委員会等と連携しつつ取り組みを進めることにより、毎年度の全学的な観点による自己点検・評価結果を教育研究活動の継続的な改善につなげることができる体制となっている。

この内部質保証推進組織と機能自体の適切性及び有効性については、学外の有識者によって構成される大学評価委員会等の外部評価を通じて得られた指摘をもとに検証している。

#### (2) 自己評価委員会と学部・研究科の役割分担

上記の内部質保証推進組織のうち、教学分野における内部質保証は、特に教学部会が担っている。各学部・研究科は毎年度の自己点検・評価結果を「教学総括・次年度計画概要」としてまとめており、教学部会はこの各学部・研究科の自己点検・評価結果を取りまとめて、教学分野の自己点検・評価を行っている。つまり、教学分野に焦点を当てた内部質保証は、学長－自己評価委員会－教学部会－学部・研究科－教員という組織構造になっている。立命館憲章や中期計画、教学ガイドライン等をはじめとした、大綱的かつ全学的な枠組みのもとで、各学部・研究科が自律的に教学や評価の運営に取り組む構造は、多くの学部・研究科を有する本学に適した仕組みである。

#### (3) 改善プロセスと改善成果確認方法

教学部会をはじめ、各部会の自己点検・評価結果は、幹事会及び自己評価委員会で全学的な観点から改めて点検・評価され、毎年度の自己点検・評価報告書として学長に報告される。学長からは、特に優先的な対応が必要とされる事項について改善実施要求が出され、各担当部会は対応する事項について改善計画を策定し、改善結果を改めて自己評価委員会及び学長に報告することになっている。ここに学部・研究科への改善実施要求が含まれる場合は、教学部会等の担当部会を通して、当該学部・研究科に改善が求められる。

学長からの改善実施要求をはじめ、機関別認証評価や専門職大学院認証評価、専門分野別外部評価で指摘された問題点や課題については、毎年度、自己評価委員会でその改善状況を報告することになっている（資料 1-3）。2018 年度大学評価における指摘事項に対する適切な対応については、2018 年度自己点検・評価結果を受けた学長からの改善実施要求においても、特に優先的な対応が必要であることが示された（資料 1-4）。

学部・研究科は、専門職大学院認証評価や本学が独自に実施する各学部・研究科の専門分野別外部評価で指摘された問題点や課題について、毎年度、その改善状況と根拠となる資料を報告することになる。改善の段階に応じて対応区分を設定しているが、毎年度この対応区分には改善が見られ、多くの指摘が数年内で対応完了となっている。この全学的な改善状況のモニタリングにより、自己点検・評価結果や外部評価での指摘事項を着実に改善・向上につなげる仕組みを構築している（資料 1-5）。

なお、2018 年度の大学評価受審時に指摘を受けた 3 点の「改善課題」もここに含まれ、2019 年 5 月 15 日の自己評価委員会において、指摘事項の改善状況を毎年度モニタリングすることを確認したが、本学では改善課題のみならず、自律的な自己点検・評価活動の実践として、総評や概評で指摘された事項についても自己評価委員会でその改善状況をモニタリングしている（資料 1-6）。

今回の「改善課題」については、指摘を受けた内容に係り、これを担当する教学部会ならびに入試部会が主管となり、2018 年度以降、学部・研究科と連携して実質的な改善の取り組みを進めてきた。短期的には改善が難しい課題についてはカリキュラム改革など、それぞれに関連する中期的な取り組みとも接続しながら改善をはかっている。

#### <根拠資料>

- 資料 1-1 立命館大学内部質保証方針
- 資料 1-2 立命館大学自己評価委員会規程
- 資料 1-3 立命館大学の自己点検・評価に関する中期方針（2019～2025 年度）について  
（2019 年 3 月 27 日自己評価委員会）
- 資料 1-4 2018 年度自己点検・評価結果報告を受けた改善の実施について  
（2019 年 3 月 27 日自己評価委員会）
- 資料 1-5 機関別認証評価、専門職大学院認証評価、専門分野別外部評価等での指摘事項の改善状況について（2022 年 7 月 20 日自己評価委員会）
- 資料 1-6 第 3 期機関別認証評価指摘事項への対応の分担について  
（2019 年 5 月 15 日自己評価委員会）

2. 各提言の改善状況

(1) 是正勧告

なし

## (2) 改善課題

No.	種 別	内 容
1	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	理工学部及び生命科学部では、学位授与方針を授与する学位ごとに設定していない。また、生命科学部では、教育課程の編成・実施方針を授与する学位ごとに設定していないため、改善が求められる。
	大学評価時の状況	各学部・研究科で学位授与方針を定めていたが、理工学部及び生命科学部では、学位授与方針を授与する学位ごとに設定していなかった。また、すべての学部・研究科で教育課程の編成・実施方針を定めていたが、生命科学部では、教育課程の編成・実施方針を授与する学位ごとに設定していなかった。
	大学評価後の改善状況	<p>理工学部では 2018 年度の大学評価受審に向けた自己点検の結果で当該課題を認識し、2019 年 2 月 18 日の教学委員会において適切な学位授与方針への改訂の必要性を確認した（資料 2-（2）-1-1）。改訂は 2020 年度からの運用を予定していた新カリキュラムにおいて行う方針とし、2019 年 3 月 26 日の理工学部教授会において学位ごとの学位授与方針を定めた（資料 2-（2）-1-2）。なお、この学位授与方針については、学部ホームページを通して社会に公開するとともに、学生に対しては学修要覧にて周知を行っている（資料 2-（2）-1-3）（資料 2-（2）-1-4）。自己評価委員会においても、指摘事項に対する対応が完了したことを確認した（資料 2-（2）-1-5）。</p> <p>生命科学部では、将来構想を含めた次期カリキュラム改革の中で学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を改訂する方針を策定し、学内での検討を重ねてきた。2022 年 6 月 21 日の生命科学部教授会において、適切な学位授与方針、教育課程の編成・実施方針への修正、整理の必要性を改めて確認し、2024 年度からの新カリキュラムより、適用することを決定した（資料 2-（2）-1-6）。</p> <p>《改善に向けた今後の取り組み》</p> <p>生命科学部では、2022 年 6 月 21 日教授会で確認</p>

		された「基本的考え方」に基づく対応を進め、2022年度内に教授会及び教学委員会等での議決を終え、2024年度以降の入学生に対して、新カリキュラムの適用を予定している。これらの改善に向けた取り組みの結果は、自己評価委員会における2022年度の自己点検・評価活動の中で確認を予定している。
	「大学評価後の改善状況」の根拠資料	資料2-(2)-1-1 2018年度 第19回教学委員会 議事録 資料2-(2)-1-2 2020年度理工学部カリキュラム改革について p3 (2019年3月26日理工学部教授会) 資料2-(2)-1-3 理工学部ホームページ ( <a href="http://www.ritsumei.ac.jp/se2017/policy/">http://www.ritsumei.ac.jp/se2017/policy/</a> ) 資料2-(2)-1-4 2020年度入学者用理工学部学修要覧 pp8-9 資料2-(2)-1-5 機関別認証評価での指摘事項の改善状況について (2020年9月23日自己評価委員会) 資料2-(2)-1-6 2018年度受審の第3期機関別認証評価での指摘事項に対する生命科学部の対応方針について (2022年6月21日生命科学部教授会)
<b>&lt;大学基準協会使用欄&gt;</b>		
	検討所見	
	改善状況に関する評定	5      4      3      2      1
<b>No.</b>	<b>種 別</b>	<b>内 容</b>
2	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言 (全文)	文学研究科博士課程前期課程では、特定の課題についての研究の成果に関する固有の審査基準を明確にしていなかったため、改善が求められる。
	大学評価時の状況	各研究科の審査基準については、形式要件、テーマの適切性及び論文の体系性等の審査の観点により構成しており、複数の研究科でルーブリック型の審査基準を運用していたが、文学研究科博士課程前期課程では、特定の課題についての研究の成果に関する固有の審査基準を明確にしていなかった。

大学評価後の改善状況	<p>文学研究科では 2019 年度春学期中を目途に改善の方向性を検討する計画を立案し、修士論文にかわる成果物を認める意義や修士論文の評価基準との差別化などを論点とし、集中的な議論を行った。その結果、2019 年 11 月 12 日の研究科委員会にて修士論文にかわる成果物の評価基準を定め、特定の課題についての研究の成果に関する固有の審査基準が明確となるよう改善を行った（資料 2-（2）-2-1）。新たなガイドラインは 2020 年度入学生より適用し、学修要覧にて大学院生に周知すると同時に、研究科ホームページに掲載することで社会に公開している（資料 2-（2）-2-2）（資料 2-（2）-2-3）。自己評価委員会においても、指摘事項に対する対応が完了したことを確認した（資料 2-（2）-1-5）。</p>	
「大学評価後の改善状況」の根拠資料	<p>資料 2-（2）-2-1 「修士論文」ならびに「修士論文にかわる成果物」の評価基準の設定（2019 年 11 月 12 日文学研究科委員会）  資料 2-（2）-2-2 2020 年度入学者用文学研究科学修要覧 pp1-2  資料 2-（2）-2-3 文学研究科ホームページ  (<a href="http://www.ritsumeit.ac.jp/gslt/policy/">http://www.ritsumeit.ac.jp/gslt/policy/</a>)</p>	
＜大学基準協会使用欄＞		
検討所見		
改善状況に関する評定	5      4      3      2      1	
<b>No.</b>	<b>種 別</b>	<b>内 容</b>
3	基準	基準 5 学生の受け入れ
	提言（全文）	<p>収容定員に対する在籍学生数比率について、スポーツ健康科学研究科博士課程後期課程で 2.08 と高く、法学研究科博士課程前期課程では 0.20、同博士課程後期課程では 0.27、テクノロジー・マネジメント研究科博士課程前期課程では 0.42、法務研究科では 0.29 と低いため、大学院の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。</p>
	大学評価時の状況	<p>大学院全体の 2017 年 5 月 1 日付の収容定員に対する在籍学生数比率が、博士課程前期課程で 0.70、</p>

	<p>博士課程後期課程で 0.85、専門職学位課程で 0.45 であった。大学基準協会の示す収容定員基準を満たしていない研究科が、博士課程前期課程・専門職学位課程では法学研究科 (0.20)、テクノロジー・マネジメント研究科 (0.42)、法務研究科 (0.29) であり、博士課程後期課程では法学研究科 (0.27) であった。また超過している研究科はスポーツ健康科学研究科博士課程後期課程 (2.08) であった。</p>
<p>大学評価後の改善状況</p>	<p>大学院では、収容定員に対する在籍学生数比率の改善に向け、全研究科・課程において、毎年度末から翌年度当初にかけて収容定員管理と入学定員充足の両側面から総括を行い、次年度の教学計画及び入学試験実施方針を策定して、全学会議で確認する PDCA に取り組んでいる (資料 2-(2)-3-1) (資料 2-(2)-3-2)。</p> <p>2018 年度大学評価における指摘事項では、複数の研究科において収容定員に対する在籍学生数比率が基準を満たしていない旨の指摘を受けたものの、PDCA の継続により、2022 年 5 月 1 日付で、大学全体では博士課程前期課程で 0.70→0.87、博士課程後期課程で 0.85→1.00、専門職学位課程で 0.45→0.71 となり、いずれの課程も改善している (資料 2-(2)-3-3)。</p> <p>指摘を受けた各研究科の状況は、博士課程前期課程・専門職学位課程では法学研究科で 0.20→0.29、テクノロジー・マネジメント研究科で 0.42→0.91、法務研究科で 0.29→0.62、博士課程後期課程では法学研究科で 0.27→0.37 となり、法学研究科博士課程前期課程を除き、基準内に改善した。</p> <p>一方で、2018 年度大学評価時に基準を超過していたスポーツ健康科学研究科博士課程後期課程は 2.08→2.04 となった。</p> <p>《改善に向けた今後の取り組み》</p> <p>法学研究科博士課程前期課程 (0.29) 及びスポーツ健康科学研究科博士課程後期課程 (2.04) は依然基準を満たしていないが、いずれも改善は見られる。</p> <p>法学研究科博士課程前期課程では、入学者確保に向けて、①「入試制度の整備」と②「大学院の魅力</p>

		<p>や法学・政治学研究の魅力伝達」を年次計画として掲げている。2016 年からは低回生を中心とした入試広報活動を強化し、2018 年度以降、入学定員充足率の改善が見られる年度もあったことから、引き続き、上記の取り組みを継続し、改善に努める（資料 2-（2）-3-4）。</p> <p>スポーツ健康科学研究科博士課程後期課程では、2018 年度大学評価での指摘を受けて標準修業年限での修了促進に取り組んだ結果、2018 年度 1.63、2019 年度 1.46、2020 年度 1.50、2021 年度 1.83 と改善につながった。新型コロナウイルス禍による業務負荷増加に起因する社会人大学院生の研究時間確保の難しさ等もあり、2022 年度には基準を超過したものの、今後は学生の研究計画を教員がより一層丁寧に確認しながら研究指導を進めるなど個別のサポートも行い、修了促進を一層進める（資料 2-（2）-3-4）。</p> <p>なお、上記の研究科を含めた大学院全体の定員管理の状況は、毎年行っている自己評価委員会でのモニタリングの中で、今後も継続的に確認を行う。</p>			
	<p>「大学評価後の改善状況」の根拠資料</p>	<p>資料 2-（2）-3-1 2021 年度 教学総括・次年度計画概要の策定について（依頼） I-A-4-25（2021 年 12 月 20 日教学委員会）</p> <p>資料 2-（2）-3-2 2021 年度大学院入試総括および 2023 年 9 月入学・2024 年 4 月入学の大学院入試方針策定について A-2-5, 6（2022 年 3 月 14 日大学院教学委員会）</p> <p>資料 2-（2）-3-3 2022（令和 4）年度 大学基礎データ表 2</p> <p>資料 2-（2）-3-4 2023 年 9 月入学・2024 年 4 月入学 大学院入学試験実施方針について（本文ならびに別紙 1 抜粋）pp6-8, p50（2022 年 6 月 27 日大学院教学委員会）</p>			
<p>&lt;大学基準協会使用欄&gt;</p>					
<p>検討所見</p>					
<p>改善状況に関する評定</p>	<p>5</p>	<p>4</p>	<p>3</p>	<p>2</p>	<p>1</p>